

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

香川県人事委員会規則第4号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（昭和45年香川県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																										
<p>(支給地域等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 給与条例第9条の2第3項各号(第3号を除く。)の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3)～(5)</u> 略</p> <p>3 略</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th>支給地域</th><th>級地</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>大阪府大阪市</td><td>略</td></tr><tr><td>兵庫県神戸市</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>備考 略</td><td></td></tr></tbody></table>	支給地域	級地	略		大阪府大阪市	略	兵庫県神戸市	略	略		備考 略		<p>(支給地域等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 給与条例第9条の2第3項各号の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 3級地 100分の12</u></p> <p><u>(4)～(6)</u> 略</p> <p>3 略</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th>支給地域</th><th>級地</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>大阪府大阪市</td><td>略</td></tr><tr><td>東京都調布市</td><td><u>3級地</u></td></tr><tr><td>兵庫県神戸市</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>備考 略</td><td></td></tr></tbody></table>	支給地域	級地	略		大阪府大阪市	略	東京都調布市	<u>3級地</u>	兵庫県神戸市	略	略		備考 略	
支給地域	級地																										
略																											
大阪府大阪市	略																										
兵庫県神戸市	略																										
略																											
備考 略																											
支給地域	級地																										
略																											
大阪府大阪市	略																										
東京都調布市	<u>3級地</u>																										
兵庫県神戸市	略																										
略																											
備考 略																											

附 則

この規則は、公布の日から施行する。